

東日本大震災・原子力災害伝承館来館に係る事前学習プログラム作成事業 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

東日本大震災・原子力災害伝承館来館に係る事前学習プログラム作成事業

2 業務概要

東日本大震災発災後13年が経過し、東日本大震災及び原子力災害を経験していない児童生徒あるいは発災当時の記憶が乏しい児童生徒が年々増加している。こうした状況の下、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を利用した震災等関連学習を実施する上で、伝承館来館前の事前学習用教材の提供を求める意見が、県内各学校から多数寄せられている。

本要望に対応するため、中学生向けに伝承館来館前の事前学習プログラムを作成・提供することで、伝承館来館目的の明確化や学びの意識づけにつなげ、もって伝承館来館の誘因及び浜通りの教育旅行の活性化を図ることを最終目的とする。

3 業務仕様

(1) デジタル化・教材配信

- ・各学校において、伝承館来館前に本プログラムが提供する教材を学習し、対象とする中学生が伝承館の来館目的を明確化できるコンテンツを構築する。
- ・教材は中学生向けの「学習用」と教員向けの「指導用」を提供するものとし、「指導用」は「学習用」を基盤として教員用に生徒に対する助言を加えたものとし、利便性のある内容とする。
- ・教材コンテンツの構成は、東日本大震災・原子力災害の基礎知識（本県の概要、被害状況、復旧状況の推移など）の解説を必須とする。
- ・教材利用のためのナレーション付き動画を搭載する。動画の尺は10分とし、教員が本動画コンテンツを理解することで、各教員が行う授業の均質化を図ることができるものとする。
- ・動画コンテンツ作成にあたっては、県教育庁の助言を得ながら構築するものとし、動画は「伝承館でどのような学びができるか」、「伝承館にはどのような資料があるのか」、「伝承館にある資料のうち、授業で実際に使用できるものにはどのようなものがあるのか」を紹介する内容を主体とする。
- ・本プログラムは東日本大震災・原子力災害伝承館のHP上に展開する。
- ・教材ダウンロードは基本無制限とするが、ダウンロードには、学校名及び連絡先の入力を必須条件としたゲイトキーパー機能を付与する。
- ・教材コンテンツの更新を見込み、教材利用者の使用感を自由記載できる欄を設置する。

(2) 検証・分析

- ・教材配信の実施状況について、適切な運用がなされているか随時モニタリング・検証を行い、報告が必要な際に対応できる体制を構築する。
- ・本事業の終了後、教材の利用効果及び今後の対応に関する分析結果報告を含む実績報告書を作成し提出することとし、その内容についてはデジタル教材配信に関する深い知見が無くとも理解できる内容・構成とする。
- ・本事業において蓄積されるノウハウやターゲティング等が引き継がれ、持続可能な事業展開になることに配慮する。

4 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

5 見積限度額

4,070千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

令和6年5月14日（火）	公示
令和6年5月17日（金）15時	質問書の提出期限
令和6年5月20日（月）	質問書への回答期限
令和6年5月24日（金）15時	参加申込書の提出期限
令和6年5月28日（火）	参加資格確認通知書の送付
令和6年6月4日（火）15時	企画提案書等の提出期限
令和6年6月11日（火）	審査の結果発表及び通知
令和6年6月中旬	契約

8 手続きに関する事項

- (1) 質問等の受付

当プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」（様式第1号）に記入し、以下により提出すること。

 - ア 受付期間
令和6年5月17日（金）15時まで（必着）
 - イ 提出方法
生涯学習課へ電子メール（件名：「質問書（東日本大震災・原子力災害伝承館来館に係る事前学習プログラム作成事業）」により提出すること。電子メールの送信後、送信した旨、電話連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。（※「13 事務局」に電話番号、メールアドレスを記載）
 - ウ 回答
質問に対する回答は、令和6年5月20日（月）までに、福島県ホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

(2) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第2号)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年5月24日(金) 15時(必着)

イ 提出方法

生涯学習課へ電子メール(件名:「参加申込書(東日本大震災・原子力災害伝承館来館に係る事前学習プログラム作成事業)」により提出すること。電子メールの送信後、送信した旨、電話連絡すること。(※「13 事務局」に電話番号、メールアドレスを記載)

ウ 参加資格の確認

生涯学習課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和6年5月28日(火)までに電子メールで通知する。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第2号)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和6年6月4日(火) 15時まで(必着)

イ 提出方法

生涯学習課へ郵送又は持参により提出すること。

※ 持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の9時00分から17時00分までとする。ただし、令和6年6月4日(火)は15時までとする。

※ 電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類

次の書類を5部提出すること。

(ア) 企画提案書(様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。) ※ 事業経費の積算を含む

(イ) 団体概要(様式第3号)

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

(1) 与件の整理

本県におけるこれまでの復興の状況と課題及びこれからの復興・創世の推進について整理し記載すること。

(2) 事業の概要

提案する事業の概要を記載すること。

(3) 事業の内容

事業全体のスキームや考え方を「3 業務仕様」に準じた内容で具体的な実施内容を示すこと。

(4) 自由提案

本事業の効果を更に高めるような企画がある場合は、自由に提案をすること。

(5) 業務実施体制

本事業の実施体制について、人員配置計画や役割分担、再委託の有無等を含めて記載すること。

(6) 業務スケジュール

本事業で想定される年間スケジュールを記載すること。

(7) 予算見積り

本事業に係る費用の総額について、可能な限り内訳を細分化して記載すること。

10 企画提案書の審査方法、評価基準

(1) 審査方法

県が設置する「プロポーザル審査委員会」により、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定する。

(2) 評価基準及び配点

別紙「評価基準及び配点」のとおり

- (3) 結果の通知
審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、福島県ホームページに掲載する。

11 企画提案書を失格等とする事項

- (1) 失格
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
(ア) 本実施要領に示す条件に違反した場合。
(イ) 虚偽の内容が記載されている場合。
(ウ) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
(エ) 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。
(オ) その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。
- (2) 辞退
「参加申込書」(様式第2号)を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 費用負担
プロポーザル参加に要する経費等は、提案者の負担とする。
- (4) 権利
ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物(イラスト・写真等)についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。
イ 本成果品は、県が適当と認めた各種メディア、イベント等での公開を行う場合がある。県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

12 契約等に関する事項

- (1) 業務仕様
業務仕様は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様を作成することがある。
この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。
- (2) 契約の締結
福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続きに基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。
- (3) 契約保証金について
業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが出来る。
- (4) 契約に関する条件等
受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。
また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことが出来る。
- (5) 関係書類の整備
受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

13 事務局

福島県文化スポーツ局生涯学習課 担当：渡邊

電話 024(521)7404

メール shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp

別紙

評価基準及び配点

評価項目	配点	評価基準
デジタル化・ 教材配信	40	<ul style="list-style-type: none"> ・事前学習の目的や性質に合わせて、中学生が理解できるプログラムのデジタル化が行われるか。 ・中学生向けの「学習用」教材の内容は事前学習の目的を満たしているか。 ・教員向けの「指導用」教材の内容及び利便性は妥当か。 ・教材利用のための動画（ナレーション含む）は、教員のロールモデルとしてふさわしい内容か。 ・教材ダウンロードを行うプラットフォームのゲイトキーパー機能・運用に工夫がなされれているか。
検証・分析の実施	35	<ul style="list-style-type: none"> ・教材配信の実施状況について、適切な運用がなされているか随時モニタリング検証を行い、報告が必要な際に対応できる体制を構築できているか。 ・教材の利用効果及び今後の対応に関する分析結果報告書による提案がなされ、その内容は深い知見が無くとも理解できるものか。 ・蓄積されるノウハウやターゲティング等が引き継がれた持続可能な事業展開となっているか。
業務実施体制 及びスケジュール	10	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な業務実施体制となっているか。 ・適切なスケジュールとなっているか。
経費	5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に対して妥当な見積額か。 ・制作費、分析費のバランスは妥当か。
自由提案	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の効果を更に高めるような自由提案がなされているか。 ・自由提案の実現可能性は十分か。